

■本資料のご利用にあたって(詳細は「利用条件」をご覧ください)

本資料には、著作権の制限に応じて次のようなマークを付しています。
本資料をご利用する際には、その定めるところに従ってください。

***** : 著作権が第三者に帰属する著作物であり、利用にあたっては、この第三者より直接承諾を得る必要があります。

CC : 著作権が第三者に帰属する第三者の著作物であるが、クリエイティブ・コモンズのライセンスのもとで利用できます。

 : パブリックドメインであり、著作権の制限なく利用できます。

なし : 上記のマークが付されていない場合は、著作権が東京大学及び東京大学の教員等に帰属します。
無償で、非営利的かつ教育的な目的に限って、次の形で利用することを許諾します。

- I 複製及び複製物の頒布、譲渡、貸与
- II 上映
- III インターネット配信等の公衆送信
- IV 翻訳、編集、その他の変更
- V 本資料をもとに作成された二次的著作物についての I からIV

ご利用にあたっては、次のどちらかのクレジットを明記してください。

東京大学 UTokyo OCW 朝日講座「知の冒険」
Copyright 2014, 佐藤宏之

The University of Tokyo / UTokyo OCW The Asahi Lectures “Adventures of the Mind”
Copyright 2014, Hiroyuki Sato

朝日講座 2014年度講義「共に生きるための知恵」
2014年12月8日(月) 東京大学文学部一番大教室

“祖先の遺跡”は誰のものか？ -文化財の保護と活用-

佐藤 宏之
(大学院人文社会系研究科・考古学)

パブリック・アーケオロジー

「考古学と社会との関係を研究し、その成果に基づいて、両者の関係を実践を通して改善する試み」(松田陽・岡村勝行『入門パブリック・アーケオロジー』同成社、2012年、p.21より)

背景: サッチャー政権下での考古学講座閉鎖



日本の考古遺産の取り扱い方を検討することを通して、「過去」に対する考え方、「考古学と社会」の関係を考える

遺跡とは

欧米: 人類史における文化遺産

遺跡は人類が残した生活・歴史の痕跡

背景: 進歩史観→人類史観 非国民国家

日本: “祖先の遺跡”

遺跡は全て、私有・公有を問わず保護の対象

遺跡は日本人の祖先が残したものであり、我々は遺跡を通して祖先と共生していることを実感するから

→日本の文化財保護行政の前提

国民国家に共通の認識→文化財返還運動

基層文化としての弥生→縄文

cf.岡本太郎の縄文土器論

岡 政雄の日本民族文化の重層構造

種族文化複合としての日本民族文化の形成

(1) 母系的・秘密結社的・芋栽培—狩猟民文化

東南アジア系 縄文時代前期

(2) 母系的・陸稻栽培—狩猟民文化

江南(東南アジア・インドネシア系) 縄文時代末期

(3) 父系的・「ハラ」氏族的・畑作—狩猟・飼育民文化

東北中国・北部朝鮮(ツングース)系 弥生時代北方系

(4) 男性的・年齢階梯制的・水稻栽培—漁撈民文化

江南(メラネシア・ミクロネシア)系 弥生時代南方系

(5) 父権的・「ウジ」氏族的・支配者文化

朝鮮古代国家(遊牧民)系 古墳時代

(1)→(5)の渡来と「古文化層」の重層化

英国(英語圏)

土地所有者の権利擁護の立場から、史跡以外では土地所有者の許可があれば、**遺跡を自由に発掘**することができる

1. 遺跡調査: 市場主義 民間調査機関

人類の遺産→調査遺跡を選択

2. 調査者: 専門家+アマチュア、市民

3. 保護: 史跡指定、ヘリテージ

4. 活用: 考古遺産マネージメントが盛ん

→「市民コミュニティの成熟のため不可欠な構成要素として、その保護[・活用]を国が主導」

(松田陽・岡村勝行『入門パブリック・アーケオロジー』同成社、2012年、p.81より)

日本

遺跡=国民共有の財産 by文化財保護法→行政責任
埋蔵文化財の保護と活用: 遺跡は保存・保護が原則
文化財保護行政:

- ①開発計画の事前協議→記録保存
- ②文化財指定 国・県・市町村単位の指定

cf.神奈川県文化財保護審議会

有形文化財(建造物・美術工芸品[考古・歴史資料])、

無形文化財(芸能・工芸技術)

民俗文化財(無形・有形)

記念物(史跡・史跡名勝・名勝・天然記念物)

cf.文化的景観(国) 歴史的・社会的

1. 遺跡調査: 都道府県教育委員会の許可制
緊急(事前)調査 学術調査(2%) 年間7-8,000件
周知の遺跡→遺跡台帳 46万以上の登録遺跡
工事中の不時発見も調査対象
→全遺跡調査原則→突出した遺跡調査数
2. 調査者: 専門家のみ
行政の文化財担当者、公的・民間専門調査機関

1. 埋蔵文化財担当専門職員数の推移図

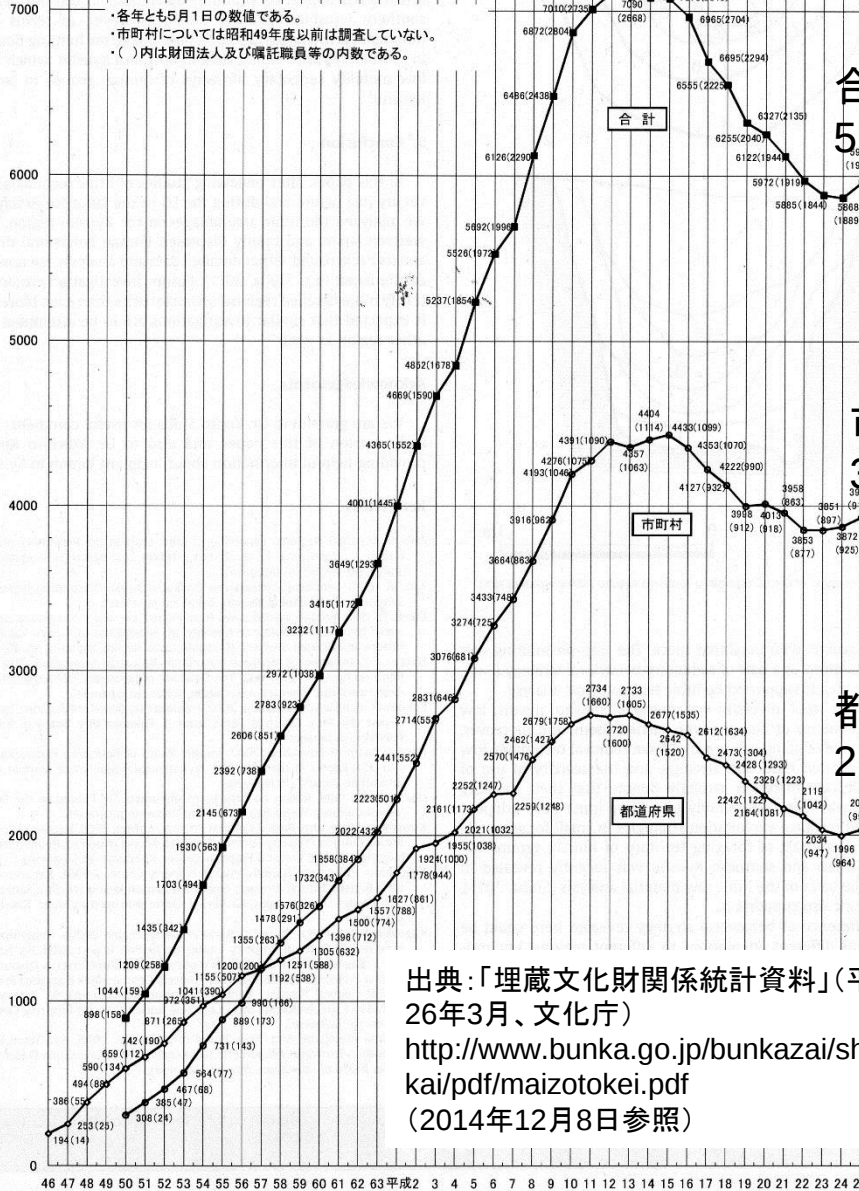


6. 発掘届出等件数の推移図



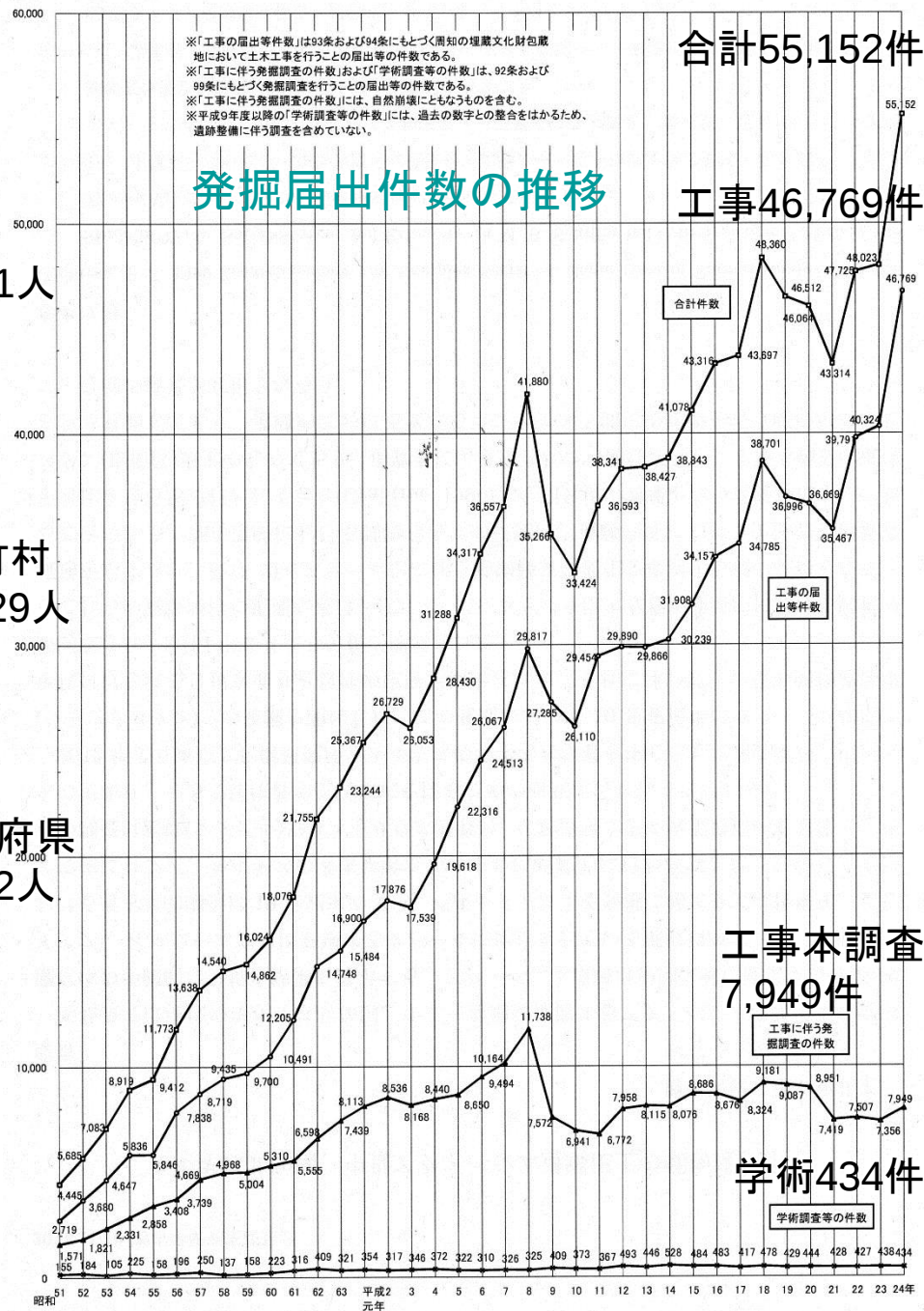
埋蔵文化財担当専門職員数の推移

・各年とも5月1日の数値である。
・市町村については昭和49年度以前は調査していない。
・()内は財団法人及び嘱託職員等の内数である。

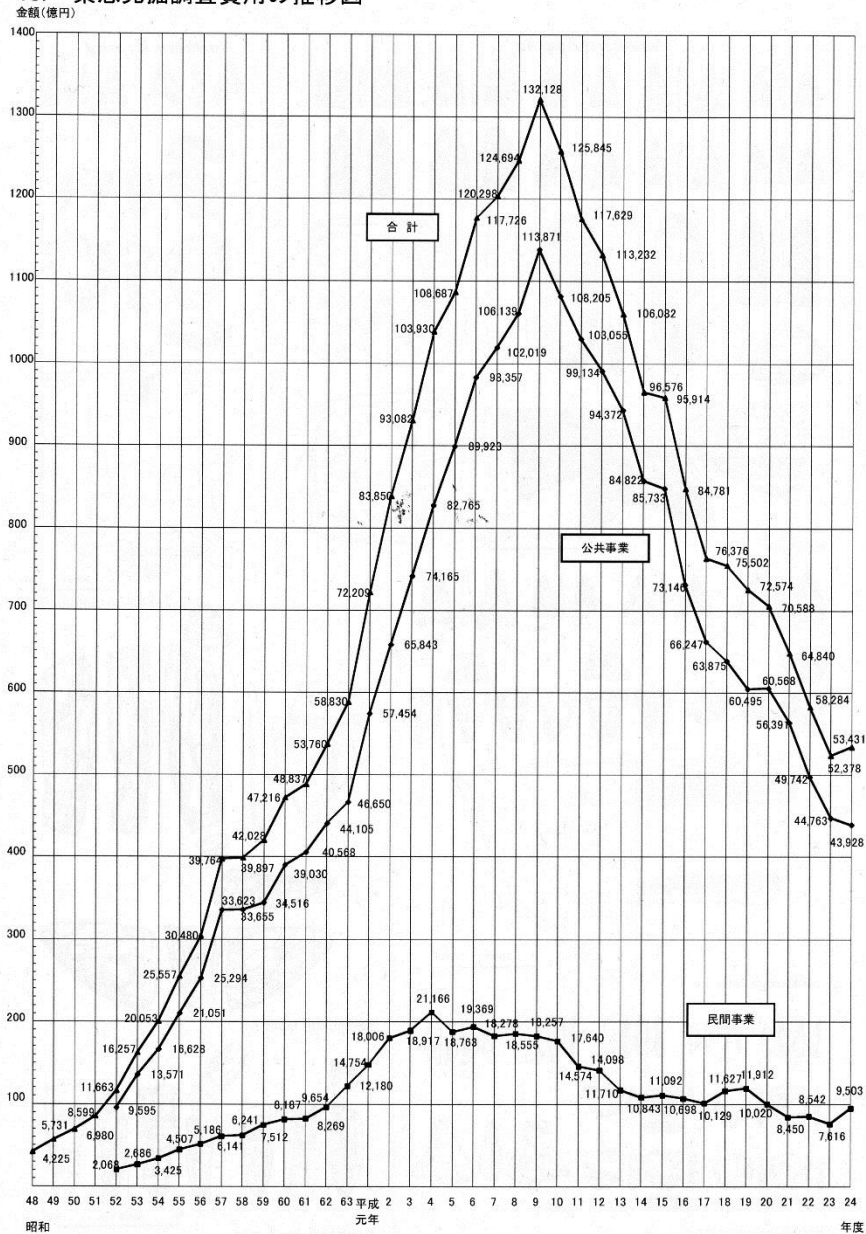


※「工事の届出等件数」は93条および94条にもとづく周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事を行うことの届出等の件数である。
※「工事に伴う発掘調査の件数」および「学術調査等の件数」は、92条および99条にもとづく発掘調査を行うことの届出等の件数である。
※「工事に伴う発掘調査の件数」には、自然崩壊にともなうものを含む。
※平成9年度以降の「学術調査等の件数」には、過去の数字との整合をはかるため、遺跡整備に伴う調査を含めていない。

発掘届出件数の推移



13. 緊急発掘調査費用の推移図



※グラフに用いた数値は事業原因者別に集計したものである。
 ※平成8年まで国庫補助事業を含まないが、平成9年度以降については国庫補助事業分を含む。
 ※グラフに付した金額は百万円単位である。
 ※平成15年度については集計に誤りがあったため、正しい数値に訂正した。

緊急発掘調査費用の推移

調査費用は原因者負担

合計534億3千万円

公共事業439億3千万円

民間事業95億3百万円

出典:「埋蔵文化財関係統計資料」(平成26年3月、文化庁)
<http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shoukai/pdf/maizotokei.pdf>
 (2014年12月8日参照)

3. 活用: 遺跡は整備 遺物は展示

cf.文化庁主催『発掘された日本列島展』

→価値・知識の伝達

国指定史跡

公有地化原則

過去に存在しなかったものは復元できない

→整備の科学的根拠明示

世界文化遺産→構成資産は国指定文化財(史跡)が原則

考古遺産マネジメント

体験学習(土器・石器作り、勾玉作り、縄文食体験等)

講演会・シンポジウム

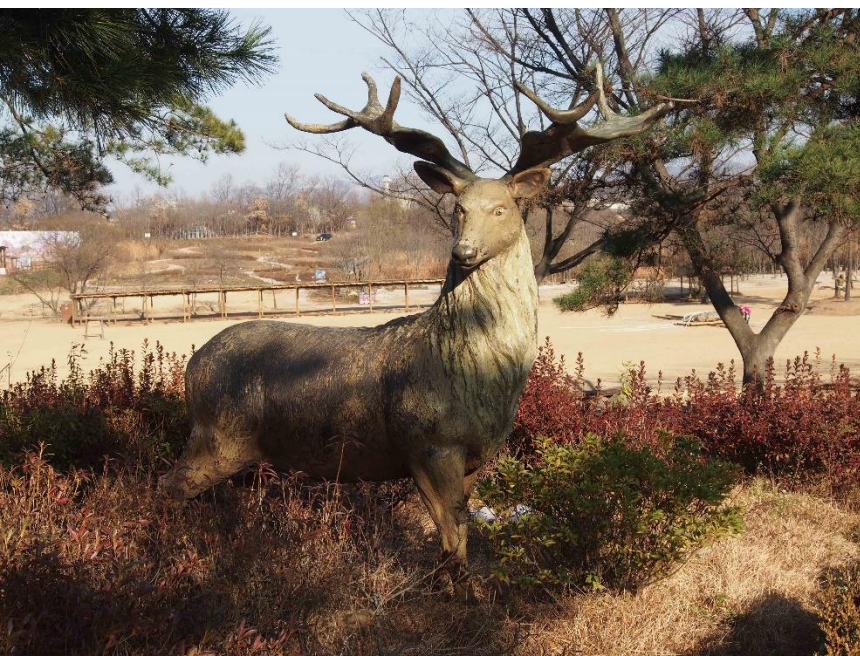
遺跡現地説明会

出前授業: 小中高校での歴史学習



韩国・国指定 全谷里遺跡旧石器公園

Photo by SATO

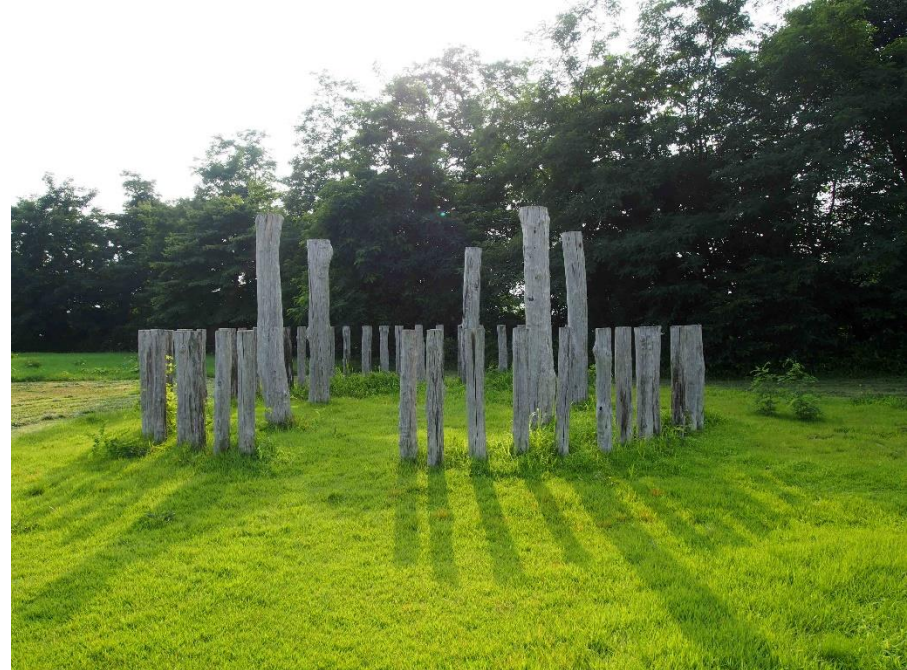




国指定特別史跡
青森県
三内丸山遺跡

Photo by SATO





国指定特別史跡 秋田県大湯環状列石

Photo by SATO



遺跡は誰のものか？

①遺跡=祖先=日本人の歴史

→調査費は原因者負担

調査成果は国民(日本人,tax payer)に還元

→National Identity, Ethnogenesis民族起源論

cf.日本: 外国人研究者による発掘はきわめて少ない

東アジア: 外国人研究者単独の調査は不可

②遺跡=過去の人類=人類史

→調査費は原因者+公共負担

調査成果は国民+人類に還元

cf.外国人研究者による発掘は盛ん

あなたの意見は？